

## シルバー人材センター会員の働き方をご紹介します！

シルバー人材センターが  
会員に提供する仕事は、  
「臨・短・軽」+安全。

シニアにふさわしい月に10日程度の臨時的・短期的な仕事、週に20時間を超えない軽易な仕事です。  
危険・有害な仕事はありません。

会員が元気で働けるように、多くの会員に仕事が行き渡るように、シルバー人材センターは複数の会員が仕事を分かち合うグループ就業やローテーション就業にして会員に提供します。

### 会員の働き方は2タイプ。

シルバー人材センターは、お客様(企業・家庭・公共団体)から「請負・委任」または「派遣」という二通りの働き方で仕事を引き受け、会員に提供しています。



### 請負・委任による働き方

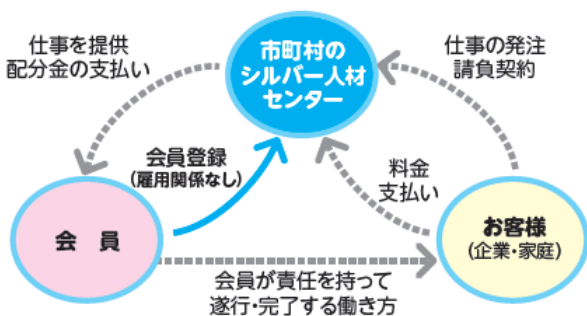
自分のペースで働きたいなら、請負・委任による働き方がオススメです。

多くの会員がこの働き方で就業中です。

家事手伝い、除草、駐輪場管理、公共花壇の手入れなど、会員が責任をもって遂行・完了する働き方。

仕事をし終わればシルバー人材センターから「配分金」(報酬)が支払われます。

傷害事故にはシルバー保険の給付があります。



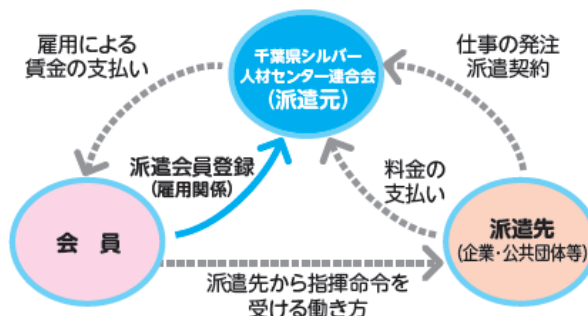
### 派遣による働き方

決まった曜日・時間で継続的に働きたい人に向けた働き方です。

スーパーやドラッグストアの清掃・品出し・調理補助、公民館の受付、保育補助など、派遣先の指示によって働く仕事になります。

就業時間により千葉県シルバー人材センター連合会(派遣元)から賃金が支払われます。

傷害事故は派遣元の労災保険が適用されます。



【お問い合わせ先】

公益社団法人 千葉県シルバー人材センター連合会

電話：043-227-5112 FAX：043-227-5197 Mail：chibaren@sjc.ne.jp